



(ILO 駐日事務所仮訳)

第4回児童労働の持続的な撤廃世界会議

児童労働、強制労働および若年雇用に関するブエノスアイレス宣言

2017年11月16日

われわれ政労使代表は、国際機関、地域機関、市民社会組織と共に、2017年11月14-16日にアルゼンチンのブエノスアイレスで開催された「第4回児童労働の持続的な撤廃世界会議」に出席し、2013年にブラジルのブラジリアで開催された第3回児童労働世界会議以降の進展状況を、ブラジリア宣言や2010年のハーグ・ロードマップを踏まえて確認し、問題点を明らかにし、児童労働および強制労働の撤廃を加速し、この文脈において、すべての人、特に若者の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を促進するための方策について合意した。これらの取り組みのための国際的な規範枠組みは、主として国際労働機関（ILO）の8基本条約と1930年の強制労働条約の2014年の議定書¹、労働における基本的原則および権利に関するILO宣言や、その他の関連するILOと国際連合（UN）の条約²によって規定されている。

1億5,200万人の少年少女が今なお児童労働に従事し、このうち7,300万人が最悪の形態の児童労働に従事し、400万人を超える子どもたちを含む2,500万人が今なお強制労働の対象となっているという推計と、人身取引の重大さ、7,100万人の若者が失業し、ほとんどの児童労働と強制労働は農村や都市部の非公式経済において、とりわけ武力紛争や危機の場面で見出されること、また一部のグローバルサプライチェーンの下位において深刻であることに留意する。

児童労働、特にその最悪の形態のもの、そして強制労働は、人権および人間の尊厳の深刻な侵害であり、貧困、不平等、差別、社会的排除と、教育機会の欠如の原因でも結果でもあることを認識し、児童労働、強制労働、貧困と、大人のディーセント・ワーク不足はすべて相互に結びついており、それらの撤廃を成し遂げるには、統合的かつ包括的なアプローチが必要であることに留意する。

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（以下「2030アジェンダ」）は、不平等と貧困の撤廃を加速するまたとない機会であることを認識し、2025年ま

であらゆる形態の児童労働、2030年までに強制労働、現代の奴隷制、人身取引を撤廃するというターゲット 8.7 に留意する。

強制労働、現代の奴隷制、人身取引、そして児童労働に終止符を打つための 8.7 連合の設立を歓迎する。これは、2030 アジェンダのターゲット 8.7 およびその他の関連目標とターゲットの実現を加速するための適切な多くの関係者間のパートナーシップの強化を通じて、国際協力、協調、援助を強固にできる。

労働における基本的原則および権利の完全な実現は、すべての人、特に女性や若者にディーセント・ワークを実現する前提条件の一つであることを認識し、すべての労働者の保護を保証し、持続可能な企業、非公式経済の公式化、そしてすべての子どもの教育を受ける権利の実現を可能にする環境を提供する。

農村部の貧困削減、社会的保護の拡大、公の無償で完全かつ全員に対する良質の初等・中等教育へのアクセス、手頃で良質な技術・職業教育および高等教育と生涯学習、そして児童労働と強制労働を撤廃するための地域密着型のコミュニティ介入の重要性を認識する。

児童労働と強制労働の撤廃と、すべての人、特に女性や若者にディーセント・ワークを促進することにおいて、労使団体と社会対話が果たすべき重要な役割を再確認する。

市民社会や国際機関、地域機関がこれらの目標を達成する上で果たす役割を認識する。

グローバリゼーション、人口動態、環境、および技術的变化は、労働市場と雇用ならびに経済社会発展に影響を与え、児童労働や強制労働、失業、非公式性と不平等を撤廃するうえでの課題を引き起こすが、それらの撤廃に向けて新たな機会を提供する可能性もあることを認識する。

児童労働の 71%が農業のさまざまなサブセクターで行われ、そのうち 42%は危険有害なものであり、そして主に子どもの労働に依存している非公式な家族企業で実施されていることを認識する。

強制労働の 12%が農業、24%が家事労働、18%が建設業、15%が製造業で起こっていることを認識する。

かつてない規模の移住や強制的な移動が、児童労働や強制労働の被害者になる危険性のある子どもや大人の数を増やしていること、また、そのような危険性は、労働力移動統治を強化することによって軽減または予防することができることに留意する。

児童労働や強制労働は、紛争や災害に起因する危機的状況によってさらに深刻になることに留意する。紛争だけで武力紛争に強制的に徴集される子どもや性的搾取にさらされる子どもなど 2 億 5,000 万人以上の子どもに影響を及ぼし、他の形態の児童労働のリスクも高まっていることを深く憂慮する。

ILO の 1930 年の強制労働条約の 2014 年の議定書を含めた ILO の基本条約、関連する人権法律文書、および国連の国際組織犯罪防止条約を補足する人（特に女性および児童）の取引を防止し、抑止しおよび処罰するための議定書の普遍的批准という目標が重要であることを認識する。

児童労働と強制労働の撤廃には、行動へのコミットメントと、関連する規範枠組みの効果的な実施が必要であることを強調する。

労働における基本的原則および権利の侵害を正当な比較優位として援用または利用することはできず、労働基準は保護主義的な貿易上の目的のために利用すべきではないことを想起する。

児童労働および強制労働との闘いにおいて、ILO の多国籍企業および社会政策に関する原則の三者宣言、国連のビジネスと人権に関する指導原則、そして OECD の多国籍企業行動指針の妥当性を認識する。

児童労働と強制労働を撤廃するための各国、地域、国際的なレベルでの進展にもかかわらず、2016 年までに最悪の形態の児童労働を撤廃するという世界的な目標は達成されておらず、児童労働の減少が鈍化しており、近年強制労働に従事する人の数は依然として高いことを遺憾に思う。それゆえ、あらゆるレベルにおける取り組みを加速する緊急の必要性を認識する。

われわれは、児童労働と強制労働の撤廃へのコミットメントを宣言し、政府、社会的パートナー、国際機関、地域機関、市民社会組織、およびその他のあらゆる関係者に以下の原則と行動に取り組むよう求める。

1) 原則

児童労働と強制労働に取り組む公共政策とプログラムは、

- i) 人権、特に労働における基本的原則および権利と子どもの権利を尊重し、促進し、保護する。
- ii) 子供の最善の利益のために尽くす。

- iii) 侵害された場合には、適切かつ効果的な救済に呼応する権利と義務の必要性を認識する。
- iv) 政労使三者による社会対話を通じ、かつ、ディーセント・ワークを実現するための一貫性のある調整が図られた国内政策の一環として設計され、実施される。
- v) 社会的保護や家計を支えるための総合的な方策などに特別な注意を払う。
- vi) あらゆる差別や社会的・経済的排除の被害者の可能性がある、脆弱な立場にある人々に細心の注意を払う。
- vii) エビデンスに基づいている。
- viii) 必要に応じて、ジェンダー、年齢、障害および出身に配慮する。
- ix) 自己の意見を形成する能力のある子ども、ならびに直接関係する大人に、子どもに影響を及ぼすすべての事項について自由に意見を表明する権利を確保し、子どもの意見はそれを表明する子どもの年齢と成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- x) 影響力に重点を置き、効果的に効率よくかつ成果に基づいて資源を活用する。

2) 行動

われわれのコミットメントを宣言し、より広い国際社会に以下のことを約束するよう要請する。

1. 政策と統治

- 1.1 児童労働と強制労働の根本的な原因に対処しながら、2025年までにあらゆる形態の児童労働に終止符を打ち、若者の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワークを実現するための状況を生み出し、2030年までに強制労働を撤廃する取り組みを加速する。
- 1.2 持続可能な開発のための2030アジェンダに沿って、児童労働と強制労働の撤廃に関連する政策、戦略、および期限付きの行動計画を、それぞれ対応するレベルで緊急の問題として調整するよう努める。

- 1.3 児童労働と強制労働を撤廃するための戦略として、労働、司法、教育、農業、保健、職業訓練、および社会的保護の分野において、統合され一貫性のある効果的な公共サービスと政策を推進する。
- 1.4 関連するあらゆるレベルでそのような政策、戦略、および行動計画を策定し実施するために、行政当局、社会的パートナー、市民社会、地域社会および企業の能力を強化し、関与させる。
- 1.5 児童労働や強制労働を予防、発見、撤廃を目指す地域社会の組織能力を必要に応じて強化し、関係当局がこれらの取り組みを認識し、反復することを確実にする。
- 1.6 1930年の強制労働条約の2014年の議定書を含む、ILOの基本条約の普遍的批准という目標を考慮に入れて、ILO第138号、第182号、第29号、および第105号条約と、1930年の強制労働条約の2014年の議定書、関連する諸勧告、国連子どもの権利条約とその選択議定書、ならびに国連の国際組織犯罪防止条約を補足する人（特に女性および児童）の取引を防止し、抑止しおよび処罰するための議定書の効果的な実施を促進する。
- 1.7 すべての子どもに対して禁止されている危険有害労働のリストの定期的な見直しと更新などの、国の法的枠組みとその施行、そして危険有害な児童労働の撤廃努力を、とりわけもっとも多く見られる部門や職業において強化する。
- 1.8 国内法令に従って、児童労働と強制労働をより適切に見つけだして対処し、被害者を救済し、法律の遵守を促進し確実にするために、労働監督やその他の執行業務に関する能力を強化する。
- 1.9 児童労働と強制労働を予防し、行政や司法機関、教育への（再）統合、社会復帰といった効果的な救済手段へのアクセスと加害者への適切な制裁を確保することによって、被害者、とりわけ脆弱な立場にある人々を保護するための実効的な手段を講じる。
- 1.10 児童労働と強制労働を撤廃および予防するため、1952年の社会保障（最低基準）条約（第102号）と2012年の社会的な保護の土台勧告（第202号）を考慮に入れて、社会的な保護の土台を含む国内の社会保障制度の構築と維持にあたって、脆弱な立場にある人々のニーズと状況に特に注意を払う。
- 1.11 すべての子どもたちに無償で公式の義務教育への平等なアクセスを確保し、子ども、特に脆弱な立場にある子どもたちを質の高い包摂的な教育制度にとどめるための政策とプログラムを強化する。また、学校から仕事への円滑な移行、移転可能な生涯にわたる技能訓練、良質の見習い研

修制度、就業能力、そして若者の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワークを促進するエビデンスに基づく戦略を支持する。

- 1.12 女性や若者を中心に、非公式経済から公式経済、社会的発展とイノベーションへの移行を達成するための一貫性のある統合的戦略を推進する。
- 1.13 子どもや若者、特に女子や若い女性、そして脆弱な立場にある人たちに力を与え、性的搾取や人身取引の被害者にならないよう保護する。
- 1.14 国が提供する業務範囲の拡大、ディーセント・ワークの促進、生産性の向上、好ましいビジネス環境の創出と技術の活用、より安全な農業慣行、子どもと若者の知識と教育へのアクセス、金融および農業普及事業、付加価値と非農業雇用のための市場と機会へのアクセスなどを通じて、児童労働と強制労働を撤廃し、予防する包摂的な農村開発を促進する。
- 1.15 労働における基本的原則および権利と子どもの権利を完全に尊重しながら、国レベルでの調整された取り組みや、送出国、通過国および受入国間の協力など、すべての移民と移動する子どもを保護するための措置を取る。
- 1.16 公正な人材募集・斡旋行為と雇用過程における労働者の保護を推進し、募集・斡旋業者の規制が、ILO の公正な人材募集・斡旋のための一般原則・実務指針に従っていることを保証する。
- 1.17 法的地位にかかわらず、子どもや脆弱な立場にある人々の保護に特に注意を払って、紛争や災害に起因する危機的状況における児童労働と強制労働を撤廃するための行動の実施を強化する。

2. 知識、データ、監督

- 2.1 個人情報保護に配慮したうえで、特に被害者や脆弱な立場にある集団について、性別、年齢、部門別などのデータを定期的に収集し広めるための国の能力を強化する。
- 2.2 2030 アジェンダに掲げられた関連ターゲットについて標準化された指標を、国レベルで適切に作成するという約束を進展させ、グローバル指標の枠組みの中で進捗状況を監督するための取り組みを実施する。
- 2.3 児童労働、強制労働と人身取引の国境を越えた事例に対処するためのエビデンスに基づくデータと好事例の交換のための国際協力を支援する。
- 2.4 国際労働事務局に、他の国連機関や国際および各国パートナーとの緊密な協力の下、児童労働と強制労働に関する世界推計を引き続き作成し、最善事例の共有を促進するよう要請する。

- 2.5 児童労働と強制労働を撤廃するための行動を加速するために、児童労働、強制労働とそれらの根本原因に関する調査を実施する。調査は、サプライチェーン、非公式経済、農村経済、危機と紛争地域、および危険性の高い部門に特に注意を払い、最善事例を特定し共有する取り組みだけでなく、最も影響を受けた国における能力構築の取り組みも支援する。

3. パートナーシップとイノベーション

- 3.1 政労使ならびに青少年組織や子どもなどの関係当事者が参加する、児童労働と強制労働の撤廃に関する革新的な取り組み方を策定し試行し、有益な技術を活用するグローバル・パートナーシップを促進する。
- 3.2 児童労働と強制労働の撤廃へ向けた協力的な取り組みを展開するために、8.7 連合にすべての国、社会的パートナーおよびその他の関係当事者の積極的な参加を促す。
- 3.3 児童労働と強制労働に関連する 2030 アジェンダの期限内の達成を加速するために、各国の社会経済的ニーズを考慮に入れ、あらゆるレベルで児童労働と強制労働に対する闘いのためにさらに多くの資金拠出を促し、国際機関にさらなる技術支援を働きかけ、資金を投入するために資金調達間の協調を改善する。
- 3.4 2013 年にブラジルで開催された第 3 回児童労働世界会議における公約に由来する、児童労働のない中南米・カリブ地域イニシアチブといった、児童労働の持続的撤廃を目的とした準地域・地域における取り組みを促進する。その他の準地域や地域の取り組みも、児童労働と強制労働の撤廃を目指す関係当事者を巻き込んだ協調政策とイノベーションの創出の重要な基盤となる。
- 3.5 企業が人権を尊重すべきであることを認識し、ILO の多国籍企業および社会政策に関する原則の三者宣言と、国連のビジネスと人権に関する指導原則に沿って、企業活動の人権への負の影響を特定し、防止し、軽減し、そしてどのように対処するかということに責任を持つために、企業がサプライチェーンにおけるデュー・ディリジェンスを実施することを奨励する。
- 3.6 各国の調達政策の評価と監督、ニーズに合った実施と執行の有望な事例と最善事例の共有、児童労働と強制労働の予防に向けた関係当事者の有意義な関与など、サプライチェーンにおける政策、特に予防政策の採用と実施を検討するよう政府を奨励する。このためには、企業もまた、児童労働と強制労働の効果的な廃止を確保する上で重要な役割を果たす。

3.7 北南協力、南南協力、三角協力など、国際開発援助の強化による協力活動の実施とともに、最善事例の幅広い共有と適用を支援する。

われわれ参加者は、今回の会議を主催したアルゼンチン共和国政府に感謝の意を表し、この宣言がさらに考慮されフォローされるよう、この宣言を ILO 理事会に提出するというアルゼンチン政府の意向を歓迎する。

ⁱ 1930 年の強制労働条約（第 29 号）および 1930 年の強制労働条約の 2014 年の議定書；1948 年の結社の自由及び団結権保護条約（第 87 号）；1949 年の団結権及び団体交渉権条約（第 98 号）；1951 年の同一報酬条約（第 100 号）；1957 年の強制労働廃止条約（第 105 号）；1958 年の差別待遇（雇用及び職業）条約（第 111 号）；1973 年の最低年齢条約（第 138 号）；1999 年の最悪の形態の児童労働条約（第 182 号）。

ⁱⁱ 1989 年の国連子どもの権利条約；子どもの権利条約の 2000 年の子どもの売買、子ども買春および子どもポルノグラフィに関する選択議定書と、武力紛争における子どもの関与に関する選択議定書；2000 年の国連の国際組織犯罪防止条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書。